

# 第60回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成26年6月24日(火曜日)

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 発議第3号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第47号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について（委員長報告）
- 日程第3. 議案第49号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第4. 議案第52号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第5. 議案第53号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第6. 議案第55号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分について（委員長報告）
- 日程第7. 閉会中の常任委員会等所管事務調査について
- 

午前09時30分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。早朝よりおそろいでご出席をいただき、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

- 日程第1. 発議第3号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 日程第1、発議第3号、集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、第60回佐用町議会において、総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告いたします。

発議第3号、集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書についてですが、日時は平成26年6月16日。場所は、役場3階委員会室兼議員控室であります。

当初、議案のほうを先に審査いたしましたので、2時20分に休憩に入り、2時半から、この発議を審査いたしました。

追加説明を提出者に求め、提出者より追加説明をしていただいたわけですが、そこで出席した者は、各委員。当局のほうは、退出をしていただきました。

追加説明ですけれども、情勢の変化について説明します。改めて、政府のほうが見解として試案が出されました。1972年の政府見解をもって集团的自衛権を行使できるという

見解です。専門家は 72 年の政府見解は、「自国の平和と安全と維持し存立を全うするための自衛の措置をとることを禁じているとはどうも解されない。」と、ここまでではしています。しかし、それは、『あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し』と、こうあるのを、急迫、不正の事態といふのを、おそれに変えている。おそれいふことでは歯止めにならないといふことで、この集団的自衛権についての理由にはならないといわれている。また、3月議会までの状況は、全国 52 の自治体で同様の意見書が採択されておりますとの説明を受けました。

質疑に入り、質疑なし。

質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論、現在、政府与党の協議会で具体的な事例において個別に議論、検討が行われているところである。国民の中にも多様な意見があり、国民の理解が、いまだ十分に進んでいるとは言えない状況です。国民の理解は不可欠であり、十分な議論が必要です。本意見書は集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないよう国に求めるものです。集団的自衛権の行使ではなく、その各事例が憲法の規定上認められるかについて、議論しているところであり、その議論を前提としない本意見書の趣旨に賛同することはできない。

賛成討論はなし。

討論を打ち切り、採決の結果、賛成少数で発議第3号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書については、不採択となりました。

2時35分に閉会といたしました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。  
それでは、発議第3号について、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから討論を行います。討論、ありませんか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 最初に反対討論では。賛成討論。

議長（石黒永剛君） はい、反対討論。

[金谷君「賛成討論」と呼ぶ]

[竹内君「反対討論あるのに」と呼ぶ]

議長（石黒永剛君） 反対討論、竹内議員。自席で行ってください。

5 番（竹内日出夫君） 原案に対する反対意見でよろしいですか。

議長（石黒永剛君） 再度確認します。原案に対してであります。

5 番（竹内日出夫君） 発議第 3 号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について反対討論を行います。

現在、政府与党の協議会で具体的な事例において個別に議論、検討が行われているところです。

国民の中にも多様な意見があり、国のあり方にかかわる自衛権の行使の是非については、重要な問題であるにもかかわらず、国民の理解が、いまだ十分に進んでいるとは言えない状況です。

この問題に対する国民の理解は不可欠であり、後世からも評価される十分な議論が必要です。

本意見書は集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないよう国に求めるものです。

現在行われている政府与党協議において、集団的自衛権の行使ではなく、その各事例が憲法の規定上認められるかについて、慎重に議論しているところであり、その議論を前提としない本意見書の趣旨に賛同することができず、不採択とせざるを得ないと考えるものです。

以上、反対討論いたしました。

議長（石黒永剛君） 賛成討論はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 発議第 3 号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書採択の賛成討論をいたします。

集団的自衛権行使は自衛する権利とは無関係の参戦する権利というのが本質であります。安倍首相の私的諮問機関である安保法制懇が提示した集団的自衛権行使の具体的な事例には、非現実的、荒唐無稽との批判が相次ぎました。

例えば、我が国の近隣で有事が発生した際の船舶の検査、米艦への攻撃排除で想定されているのは朝鮮半島有事ですが、北朝鮮は米国向け核・弾道ミサイルの開発に乏しい国家資源を集中しており、韓国への大規模侵攻ができる余裕などないというのが専門家の見方です。

また、石油輸入を死活的重要な点としてホルムズ海峡を念頭に、戦時下での自衛隊による機雷掃海を想定していますが、日本は今年 3 月末現在、国と民間合わせて 193 日分の消費量に相当する石油を国内に備蓄しています。

90 年のイラクのクウェート侵攻では、142 日分の石油備蓄を確保し、さらに両国からの原油輸入が途絶えた分、サウジアラビアやイランなどからの輸入を増やしています。

石油備蓄は中東情勢の不安定性に対応するために取っている対策です。自衛隊が機雷掃海をしなければ国の存立を脅かすという論理は、政府の施策からも矛盾しています。

そして、紛争時に邦人輸送をする米艦船の防護に関しては、防衛相の研究機関である防衛研究所の資料では、アメリカの救出活動には国籍による優先順位がある。1 番からアメ

リカ国籍保持者、アメリカ永住権保持者、イギリス国民、カナダ国民、そしてその他の国民としており日本人は最後です。

邦人救出にアメリカの艦船に頼ること自体が無責任であり、あり得ない話であります。

このように安倍首相が挙げる集団的自衛権行使の理由は、ことごとく専門家、識者から論破されています。

そして、与党協議の座長である高村自民党副総裁が提示した政府の 72 年見解を援用した私案も無理なこじつけです。日本国憲法は海外での武力行使を禁じており、他国の武力攻撃に参加する権利である集団的自衛権の行使は憲法上認められないというのが政府見解で、72 年見解も同様の立場です。

ところが、私案は、72 年見解の国外の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、やむを得ない措置としてはじめて容認されるとしている中の急迫、不正の事態を恐れとよみかえるなど、都合のいいところをつまみ食いしたものであります。

この高村私案については、新聞地方各紙も批判を社説で掲げています。

沖縄タイムスは、同じ見解から正反対の結論を導き出すのは理解できない。憲法改正手続きの要件を緩めようとした『96 条改憲』は『裏口入学』といわれた。今回のたたき台はこれよりもっとひどいというほかない。

新潟日報は、見解の後段は『他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない』ことだ。これが結論なのであります。あり得ない援用と言わなければならない。こじつけに近い理屈によって、国の行方を決める転換を進めていいはずがないとしています。

共同通信社が行った直近の世論調査では、集団的自衛権の行使容認への反対は 55.4 パーセント、賛成 34.5 パーセントで、解釈変更による行使容認に反対 57.7 パーセント、賛成 29.6 パーセントとなっており、行使を一度容認すれば、容認の範囲が広がると懸念する回答は 62.1 パーセントという結果です。

専門家・識者から、行使容認のあれこれの理由を根拠がないと論破され、マスコミからも政府見解の援用に無理があると指摘され、世論調査でも解釈改憲反対が過半数を超えています。

これらを踏まえるなら、当意見書を採択することが佐用町議会の良識を示すものであります。

以上、議員各位の賛同を求めて採択賛成の討論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより発議第 3 号を採決いたします。この発議は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

発議第 3 号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について、発議の原案どおり採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、少数です。よって発議第 3 号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書については、不採択とすることに決定しました。

日程第 2. 議案第 47 号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 2、議案第 47 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散についてを議題といたします。

議案第 47 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、報告させていただきます。

日時は 6 月 16 日、午後 1 時 25 分開会いたしました。

場所は、役場 3 階委員会室兼議員控室であります。

出席を求めた者は、各委員。当局より町長、副町長、教育長、総務課長、教育課長、税務課長、総務課財政室長、教育課企画総務室長。事務局より、局長、局長補佐であります。

議案第 47 号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について審議結果を報告します。

当局より追加説明を求めました。

2 月 21 日の組合教育委員会において、教育上の観点から平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止することが委員決定され、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の職務権限であり了承いただきたい。

それを受けて、組合議会のほうで、この廃止する条例を審議いただき可決。

それらを受けて、構成市町の宍粟市、佐用町の議会において解散において審議いただき、議決をいただくものでの説明を受けた後、委員長より、この議案の議決については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、教育委員会の意見を聴くことになっており、文書で意見を求めたところ、「異議がありません」との回答があったことを報告いたしました。

質疑に入り、質疑なし。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。

討論を打ち切り、採決の結果、全員賛成で、議案第 47 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散については、原案のとおり可決となりました。

終わります。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

議案第 47 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。  
これより議案第 47 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 47 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散については、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第 3. 議案第 49 号 町道路線の変更について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 3、議案第 49 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

議案第 49 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

[産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇]

産業厚生常任委員長（石堂 基君） それでは、産業厚生常任委員会に付託を受けました案件についての審査報告をさせていただきます。

議案第 49 号、町道路線の変更について、本定例会において、委員会付託を受けました。審査日につきましては、6 月 12 日。

なお、審査に出席した者として、委員とし、私、加古原副委員長、廣利委員、岡本安夫委員、矢内委員、西岡委員、平岡委員。

当局からは、町長、副町長、総務課長、建設課長、住民課長、年金・保険室長、年金・保険係長、それから保険担当。

事務局から、局長、局長補佐の出席を得ました。

議案第 49 号、町道路線の変更について、審査に入りました。

河川復旧事業関連で、事業所移転を計画している事業者から提出されている土地利用計画図に基づき、町道の廃止路線及び計画地造成後につけかえが予定されている新路線、周辺で関連整備される通作道等の追加説明を、審議当初に建設課長から受け、後に現地調査を行いました。

なお、現地調査及びその後の審査において質疑、答弁等はありませんでした。

次に、これに関する意見、討論もなく、審査結果としまして、本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、審査報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。  
議案第 49 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 49 号、町道路線の変更については、  
原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4．議案第 52 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 4、議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

議案第 52 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員  
長の報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、報告をさせていただきます。

日時は 6 月 16 日であります。

場所は、役場 3 階委員会室兼議員控室であります。

出席を求めた者は、各委員。それから、当局より、町長、副町長、総務課長、税務課長、  
総務課財政室長であります。

それでは、議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についての報告をし  
ます。

追加説明を求め、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 26 年 4 月 1 日から施行さ  
れたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものであり、1 点目は、法人住民税の法  
人税割の税率を現行の 12.3 パーセントから 2.6 パーセント引き下げて、9.7 パーセントと  
するものです。本町の改正につきましては、標準税率の 9.7 パーセントを適用します。

2 点目は、軽自動車税の税率の改正で、原動機付自転車、軽二輪及び、小型二輪につ  
きましては、平成 27 年度から、標準税率が 1.5 倍、最低 2,000 円に引き上げ、軽自動車及  
び、小型特殊自動車については、平成 27 年度分から三輪以上の軽自動車及び小型自動車  
の標準税率が、自家用乗用車にあっては、1.5 倍。その他の区分の車両にあっては、農業  
者や中小企業者等の負担を考慮し、約 1.25 倍に引き上げ。小型特殊自動車につきま  
しては、農耕作業用のものについては 800 円引き上げて 2,400 円。その他のものにつ  
きましては、1,200 円引き上げて 5,900 円とする。グリーン化を進める観点から、新規登録から 13 年  
を経過した三輪以上の軽自動車についても、平成 28 年度課税から、約 20 パーセントの

重課を行う改正。なお、三輪以上の軽自動車につきましては、平成 27 年 4 月 1 日以後に、新規登録をされたものから新税率を適用いたします。平成 27 年 3 月 31 日までに新規登録されたものについては、現行の税率を適用する。

3 点目については、固定資産税の課税標準となるべき価格の減免措置であります。市町独自で軽減割合を定めることができるわがまち特例の規定でございます。その他の改正につきましては、地方税法の改正に合わせた条例の改正であります。との説明を受けました。

質疑に入り、質疑、佐用町としての変更点は、第 23 条の外国法人について、佐用町にあるのか。答弁として、25 年度の法人税の実績からでは、法人税割は、平成 25 年度は、3,777 万 4,900 円です。それが 2.6 パーセント引き下げで、約 798 万 4,000 円。21 パーセント強の減額になります。もう一点、軽自動車税が引き上げになり、来年 4 月から適用される分につきましては、約 347 万 5,000 円の増になります。外国法人はない。

質疑、82 条の軽自動車税の税率について、原付と軽自動車税に分けて説明を。答弁、原付第 1 種登録台数 995 台、99 万 5,000 円。原付第 2 種乙で登録台数 55 台、4 万 4,000 円。原付第 2 種甲で登録台数 77 台、6 万 1,600 円。原付ミニカーで登録台数 19 台、2 万 2,800 円。3 人以上の軽自動車について、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規登録されたものに対して適用となるので、既存車に対しての影響はない。農耕用につきましては、トラクターが 19 台、1 万 5,200 円。トラクターが 1,626 台、130 万 800 円。コンバインが 712 台、56 万 9,600 円となっている。小型特殊は 65 台、7 万 8,000 円。小型 2 輪 251 cc 以上の自動 2 輪は、194 台、38 万 8,000 円の影響ということで、合計が 347 万 5,800 円となります。

質疑、わがまち特例に関して、今、佐用町内特例の中に当てはまる施設はあるのか。答弁、ない。

質疑、耐震基準適合家屋について、固定資産税を軽減することも改正だが、佐用町の影響はどうか。答弁、従来からある耐震家屋については、そのまま期限を延長されたということで、今回の改正は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等で、そういった施設に対する減額措置であります。病院等で階数が 3 以上及び床面積が合計 5,000 平米以上という規定があり、そういった施設はあります。

質疑、佐用町では、共立病院と中央病院の 2 カ所で耐震計画立てたら軽減されるのか。答弁、中央病院は、把握していないが、共立病院は、改修を行えば対象になります。

ほか、質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論、町税条例については、応能負担が原則であるが、軽自動車税なりが引き上げられます。一方で、法人税についても、佐用町の情勢にとってはね、税収が増えるということではないと思ひ、応益負担の原則からして、本条例案に対して反対します。

賛成討論はなし、討論を打ち切り、採決の結果、賛成多数で、議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決となりました。

報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

議案第 52 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。反対討論の方、ありませんか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例の反対討論を行います。

本条例のもととしている地方税法等の中心は、消費税増税の具体化です。同法は、自動車課税について、消費税増税で二重課税となる自動車取得税は廃止せよという自動車業界の要望に応え、自動車取得税の税率を引き下げ、一方、軽自動車税などの税率を引き上げるものであります。

当条例改定は、佐用町では不可欠の移動手段となっている軽自動車税や原付、オートバイなどの税率を 1.25 倍から 1.5 倍も引き上げるもので、むしろ町民には消費税増税とともに二重の負担増となります。

そして、利益に対して課税される町民税・法人税割の税率を 2.6 パーセント引き下げるものになっています。

本来、税金は、負担能力に応じて納めるという応能負担が原則です。法人税を負担する能力がある企業に減税する一方、町民に負担を押しつけるというのは、本末転倒であります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方。

[山本君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9 番（山本幹雄君） 議案第 52 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この税条例は、国の税条例の変更によるものであります。この税条例の変更については、税務課より詳しく委員会で説明がありました。

この条例について、国や県から交付税や補助金を町予算の 75 パーセント程度賄われている佐用町として、佐用町独自で税条例を、町予算を行えるものでもなく、佐用町税条例の一部の改正をする条例について賛成いたします。

議長（石黒永剛君） ほかに、討論の方ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．議案第 53 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 5、議案第 53 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 53 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） それでは、産業厚生常任委員会が付託を受けました議案第 53 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての報告をいたします。

なお、この付託案件についての審査経過及び審査に関する出席者等は、先ほどの付託案件の内容と同様であります。

次に審査のほうに入りました。

今回の条例改正は、兵庫県の福祉医療費助成制度の改正に伴い行われるもので、老人医療については、いわゆる前期高齢者 70 歳から 74 歳の方の自己負担が 2 割に改正されることにより、老人医療対象者のうち低所得者 I に区分されている方の自己負担割合 1 割との間で逆転現象が生じるため、これを防ぐのに行われるものであること。

また、母子家庭等医療については、経済不安が非常に大きな低所得者層に重点化して行われる旨の追加説明が担当課長から行われました。

審査に入りまして、主な質疑としまして、老人医療に関して、改正の対象となる低所得者 I に分類される関係者数が問われ、老人医療対象者約 1,450 名のうち、約 8 パーセントが低所得者であり、そのうち 65 パーセントが低所得者 I に該当している説明が行われました。

続いて、老人医療費の影響額についての質疑があり、担当課より 400 万円余りの医療費及び、これの補助として兵庫県が 3 分の 2、佐用町が 3 分の 1 との説明が行われました。

さらに、今回の兵庫県の改正に関連して共同事業を展開する佐用町としての意見をどのように県に伝えているのかの質疑に関しては、母子家庭等の負担軽減を求める立場から、現行維持の意見を出した旨の説明が行われました。なお、この意見については、担当者よりの発言でありました。

次に、主な意見、討論としまして、反対的立場から兵庫県の行政改革の一環で行われているが、佐用町として兵庫県に対して改正の撤回を求める。現行制度の維持を求めるべきとの意見が出されました。

これらにより審査結果としまして、本委員会では、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

議案第 53 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。反対討論の方、ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 53 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について反対の立場の討論を行います。

今回の改正は、老人医療費助成事業について、一つ老人医療助成で 70 歳から 74 歳までの自己負担割合を 1 割から 2 割にするので、県独自の老人医療 65 歳から 69 歳までの低所得者の本人負担を同等にする。逆転現象を解消するという内容ですが、町の関係者も、現在既にあります。

また、低所得者Ⅱとして、住民税非課税世帯、年間の所得 80 万円以下の自己負担の上限額を外来で月 8,000 円を 1 万 2,000 円に引き上げること。入院などは月 2 万 4,600 円を 3 万 5,400 円に引き上げます。関係者ももちろんあります。

その 2、母子家庭医療事業では、1、所得制限を厳しくします。現在、受給されている方の約 6 割が外される見込みとなっているということ。また、自己負担について、外来 1 回 600 円が 800 円に。入院は、月額 2,400 円を 3,200 円にするという、そういう改正です。

4 月から消費税が 8 パーセントになったこと、年金の引き下げが住民生活を苦しめています。

こうした状況の中で、町は県の行革に追随するのではなく、現状維持を行い、福祉制度の充実をすべきです。

改正内容は、いずれも住民負担増の改悪であり、反対します。

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方はありませんか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 議案第 53 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について賛成の討論を行います。

今回の条例改正は、兵庫県の事業見直しに連動して、自己負担割合や所得制限の改正を行うものです。

この改正を行わない場合は、老人医療制度に年齢区分ごとの負担割合の逆転現象が生じます。また、母子家庭等医療費については、経済不安が大きい低所得者層に重点化し、制度を維持するために実施するものであります。

さらには、老人医療、母子家庭等医療とも県事業との整合性を欠き、必要以上の町負担の増加が生じます。

以上の観点から、提案の内容に賛成とし、討論とします。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 53 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6．議案第 55 号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 6、議案第 55 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

議案第 55 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

[総務常任委員長 小林裕和君 登壇]

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、報告をさせていただきます。

日時、場所は議案第 47 号と同様です。

出席を求めた者は、各委員。当局より、町長、副町長、教育長、総務課長、教育課長、税務課長、総務課財政室長、教育課企画総務室長であります。

議案第 55 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についての審議結果を報告します。

まず、当局に追加説明を求めました。

追加説明は、解散後の建物については、佐用町に帰属することとし、土地については、従前から佐用町名義であり、維持管理は佐用町となります。

建物の処分については、速やかに処分をすることとしており、所在地の三河地区住民と協議し、できる限り早く処分方法を定め、取り扱うものとする。取り壊す場合は、その処分費は、事務組規約に基づき、第 12 条第 1 号の規定による建築割合によって、佐用町と宍粟市で負担する。また、民間活用等、売却、収益が出る場合も事務組規約に基づき第 12 条 1 号の規定による建築割合によって、佐用町と宍粟市で分配する。将来にわたり全部または一部を佐用町有施設として活用する場合は、佐用町が継承する。

処分までの維持管理については、現在、新体育館を一時避難所として活用しており、将来も活用することが予測されるため、維持管理費は、佐用町とする。宍粟市民等が利用した場合の経費は、佐用町と宍粟市で協議し、決定する。

処分までの災害等による建物の損害については、佐用町と宍粟市で協議し決定する。

物品については、事務組規約第 12 条の規定の趣旨を踏まえ、現在、両地区の戸数がほぼ同数であることから、平等に分配することを原則とすることを協議しています。

続いて、参考資料により三土中学校閉校に伴う協議経過の概要説明。

三土中学校施設の説明、校舎面積、鉄筋コンクリート造り 2,396 平米、木造 144、計 2,543 平米。

学校敷地配置図、建物別工事費一覧、三土中学校事務組合分の元利償還金に関する調書では、新しい体育館で未償還金約 222 万円の説明がありました。

説明の後、委員長より、この議案の議決については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、教育委員会の意見を聴くことになっており、文書で意見を求めたところ、「異議がありません」との回答があったことを報告いたしました。

質疑に入り、予定されていた議案と違うのは、残余財産ということと、建物に限定されたと思うが、残余財産というのは、どういう位置づけか。答弁、残余財産は、土地、建物、物品であります。

質疑、内容が、建物に限定されたのは。答弁、佐用町に残余財産、全て帰属するということとは変わらないが、分かりにくいので、今回、事務組規約の規定に基づき、速やかに構成市町で処分するを入れる変更をした。

質疑、処分する時は、建てた時 55 と 45 であるが、佐用町に帰属した場合、宍粟市からしたら処分費も宍粟市はもたなくてもいいともとれるのだが、改めて、宍粟市からは、そこら辺でどうなのか。答弁、もし売れた場合、収益になる場合も可能性としてはあるので事務組規約の規定に基づき協議するというのを改めて明記する。

質疑、一時避難所としての活用はあったのか。災害等で傷んだ場合、全面的に佐用町で補修をするということか。答弁、災害等による建物の損失、損害等については、永久的に残る建物については、佐用町が維持管理をしていくということになる。一時避難所としての活用は聞いていない。施設があるから避難所として指定していますが、ここでなければいけないということではない。小学校もあります。学校としては、今後廃止されますから、どう処分、処理していくか。また活用していくかです。避難所として適当であれば継続しますし、そうでなければ廃止することもあります。

質疑、補修費については、規程割合ではないのか、協議するのか。答弁、処分まで、期間は、まだ決まってない。災害により損害があり、補修が必要になれば、宍粟市と協議するという事です。災害等の特別の場合のみで、通常の維持管理は佐用町です。宍粟市の学校がなくなった後も、この施設の処分については、宍粟市にも責任を持っていただく。費用を負担していただく。ただ、それをいつまでにとすることは、これからの話し合いです。決められておりません。利用が決まらない間については、災害があったりした時は、建物を維持する負担は、宍粟市ももってくださいということが前提にある。大きな経費がかかる建物の処分についての宍粟市側の負担を明確にするため、規約に基づいて処理をするという文言を入れておく。

質疑、処分するという事は、取り壊すことか。答弁、取り壊す場合もあり、民間活用する場合も処分である。

質疑、未償還の処理はどうなるのか。答弁、平成 26 年度中に補正予算を組んで繰上償還をしていく予定です。確認として、この処分の中で、取り壊したりする時の費用というのは、宍粟市も負担していただくということは前提の話であり、企業なり個人に売却した場合に生まれてくる利益があれば、分配していただきたいことが、宍粟市の議員で出たわけで、規約に基づいて処理をするという形で、明文化した。

質疑、物品の分配は。答弁、3 種類のやり方があり、建築時の 55 と 45。設備関係については、50 と 50。運営費関係については、生徒数割があります。宍粟市との協議により、ほぼ戸数が同じなので、規約に基づきますと平等割もありますので、均等に分配したいということで、両市町教育委員会なり、学校と協議を進めながら決定していくということです。

質疑はなしで、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。

討論を打ち切り、採決の結果、全員賛成で、議案第 55 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟

市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決となりました。  
以上、報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。  
議案第 55 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告どおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 55 号、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7. 閉会中の常任委員会等所管事務調査について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 7、閉会中の所管事務調査についてであります。  
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（石黒永剛君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、第 60 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。  
閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。  
6 月 10 日より 15 日間の会期で本日閉会を迎えました。

本定例会は、4月改選後、新しい議員を迎え初めての議会構成で臨んだ会議でありました。議員発議を含め25件の諸案件の審議をいただき、いずれも適切、妥当な結論を得られたと存じます。議員各位、並びに町当局関係者の皆さんに厚くお礼申し上げます。

季節は、梅雨さ中であります。気候変動も激しく体調には十分配慮され、町発展のため、ご尽力いただきますよう祈念し、閉会の御挨拶といたします。

町長、御挨拶願います。

町長（庵途典章君） それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会には、25年度の最終補正予算をはじめ、26年度の補正予算、また、工事の契約締結、また、各条例など多くの案件を提案をさせていただきました。いずれも慎重にご審議をいただき、原案どおりご承認、また、可決決定をいただきましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

はや26年度もですね、四半期が終わろうとしております。梅雨本番はこれからというような状況ですけれども、梅雨が明ければ暑い夏が待っております。暑い夏恒例のひまわり祭りも7月19日から開花の予定で、今、ひまわりも日一日と、元気に大きくなっております。

また、8月9日は、あの21年の大水害から、ちょうど丸5年を迎えるところであります。8月9日には亡くなられた多くの皆様方のご冥福をお祈りし、また、佐用町の復興を期すために追悼の慰霊祭を挙行したいと思っております。皆さんのご出席をよろしく願いを申し上げます。

災害に備えながら注意をし、また、備えながら、暑さに負けず、これから山積しております懸案に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、それぞれ十分に健康にご留意いただき、元気にご活躍をいただきますようにご祈念申し上げます。お礼の御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

午前10時21分 閉会

---